金　融　庁

（監督局証券課資産運用室長）
内閣府事務官　石村　幸三
兼ねて監督局総務課コングロマリット室長を命ずる
兼ねて監督局総務課健全性基準室長を命ずる
（監督局総務課コングロマリット室長兼監督局総務課健全性基準室長）同　八原　正夫
財務省に出向させる
監督局総務課健全性基準室長兼務を免ずる（以上六月二十日）

法　務　省

（大阪地方検察庁検事）検事　今井　誠
東京地方検察庁検事に配置換する
（松江地方検察庁検事）同　清水　登
東京地方検察庁検事に配置換する
松江地方検察庁三席検事の指名を解く
（東京地方検察庁検事）同　折原　崇文
松江地方検察庁検事に配置換する
松江地方検察庁三席検事に指名する（以上六月十九日）
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　石井あゆみ
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（六月二十日）

官庁報告

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人大久保慶一は願により公証人を免ぜられた。（六月十五日）（法務省）

○内閣府公告（中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦）第一号

中央労働委員会の労働者を代表する委員山口洋子の辞任に伴い、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の労働者を代表する委員（特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に係る四人の委員を除く。）の補欠の委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

1　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式の推薦書
二　被推薦者の履歴書二部
三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書
四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

2　推薦書類の提出期限

平成二十四年七月十七日

3　推薦書類の提出先

厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室
（〒一〇〇―八九一六　東京都千代田区霞が関一―二―二　中央合同庁舎第五号館）

別記様式

平成24年　月　日

内閣総理大臣　野田　佳彦　殿

労働組合名（代表者名）

印

中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

公　告

諸　事　項

工場財団

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１**株式会社倉元製作所**の工場財団に、宮城県石巻市桃生町給入町字上俣田17番地１株式会社倉元製作所桃生工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年６月22日　　仙台法務局石巻支局

大阪市大正区船町一丁目３番47号**テイカ株式会社**の工場財団に岡山市西大寺西幸西1072番地テイカ株式会社岡山工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年６月22日

岡山地方法務局岡山西出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年６月18日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月22日

新潟地方法務局長　井原　弘之

記

氏名　田隈　　敬
所属する司法書士会　新潟県司法書士会
登録番号　新潟第435号
事務所の所在地　新潟県燕市燕1123番地８
違反行為　本人確認義務違反等

運用型信託会社の営業保証金に係る配当表公告

信託業法施行令（平成16年政令第427号）第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＪＤＣ株式会社（旧商号ＪＤＣ信託株式会社）
２．住所　東京都港区六本木４丁目２―14
３．代表者の氏名　代表取締役　齊藤　勝久
４．配当表
⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額　25,000,000円　①
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　435,502,540円　②
⑶　配当の割合（①／②）　約5.74％
⑷　官報公示費用　62,475円　③
⑸　申出者等の人数　155人　④
⑹　申出者等への払渡額の算式
各申出額×①／②－③／④
（円未満の端数切り捨て）

※信託会社等営業保証金規則第16条第２項の規定による公示の費用（上記③）については歳入徴収官及び官署支出官関東財務局総務部次長に支払うこととし、各申出者等への払渡額は、各申出者等の還付額から公示の費用の各申出者等の負担額を控除した額とする。

平成24年６月22日

関東財務局長　居戸　利明

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社パラオサービス
２．代表者の氏名　代表取締役社長　佐貫　公一
３．住所　島根県出雲市今市町259―１
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　7,000,000円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　667,500円
⑶　配当の割合　100％

※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

平成24年６月22日

中国財務局長　村中　健一

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社パラオサービス